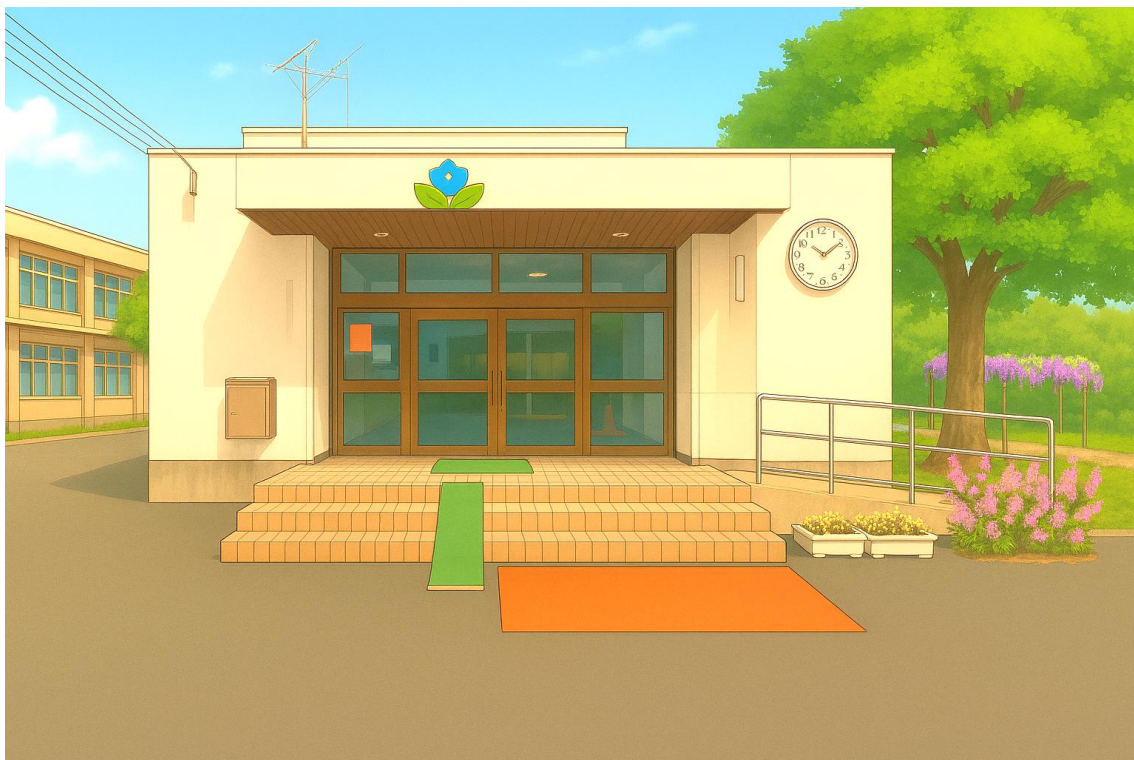


✿ 萩山中学校 まるわかりガイド（在校生用） ✿

中学校生活を安心して楽しくすごすためのガイド！困ったときや迷ったときに見返せる“デジタル生徒手帳”です。



目次

- 1 身分証明書
- 2 教育目標
- 3 校章について
- 4 校歌・応援歌
- 5 年間行事予定
- 6 月目標
- 7 日課表
- 8 登下校
- 9 欠席・遅刻・早退
- 10 頭髪
- 11 服装
- 12 防寒具・夏季の軽装
- 13 かばん・くつ
- 14 その他の持ち物など
- 15 生徒会会則
- 16 学校図書館の利用
- 17 保健室の利用
- 18 カウンセリングルームの利用
- 19 キャリナビルームの利用
- 20 警報発令時の対応
- 21 体育等見学届・各種諸届



1 身分証明書の発行について

1. 発行された身分証明書を他の人に貸したりあげたりしてはいけません。
2. 有効期間は、発行年度内です。



2 教育目標

萩山中学校が目指しているのは、未来に向けてしっかり成長できる人づくり！

- ・ 自ら考え、正しく判断する人
- ・ 自ら学び、実践力のある人
- ・ 国際的視野に立ち、創造性豊かな人
- ・ 健康で安全な生活をする人



3 校章について



1974 年（昭和 22 年）の開校時に在校生の財津邦子さんがデザインした作品を、光風会の高田直雄氏に補ってもらったものです。萩の花がモチーフの校章で、次のような祈りが込められています ✨

- ・ 左右の葉：美（左）、愛（右）
- ・ 真ん中の葉：希望
- ・ 萩の花は見えませんが、萩の花の「白：純潔」「赤：純情」

4 校歌・応援歌

(歌詞はそのまま原文を掲載しています)

作詞 三輪 憲三 (初代校長先生)

作曲 安藤 正三 (初代教務主任)

【1 番】

うねりみせつつ丘の辺に
咲こぼるは萩が花
かざして遊ぶうら若き
おのこおとめご夢おおし
起き伏しなだら瑞穂台
若草敷きて語り合う
海の彼方のたくみわざ
いろかたえにもせまりくる

【2 番】

夕映えの空雲赤く
伊吹の峰を仰ぐとき
わが親たちのいにしえゆ
踏みこしあとおもほゆる
うるわしき花たわやすく
えらるべしやは高嶺にも
のぼりたおらんふかきふち
くぐりさぐらんもろともに

【3 番】

山崎川をゆく水の
昼夜をおかぬわが命
いとおしみつつあしたには
まことの道をきかんかな
ああ人の世は正しきを
おおうかげありまゆあげて
心も身もすこやかに
かんばせりりしく鍛えなん

校 歌

作詞 三輪 憲三
作曲 安藤 正三



うねりみせつつおかーのべに
さきこぼるーは はぎーがはな
かざして あそーぶ うらーわ かき
おのこ おとめーご ゆめおおーし
おきふしなだら みずほだい わかくさしきて かたりあうう
みのか なたの たくーみ わざ
いろかたえーにも せまりく る

応 援 歌

作詞 伊東 俊弘
作曲 永都 相躬



いきたか らかーに ふるいたーて
いざはぎ ちゅうの はーらーからよ
ただしく つよき ちからもてばこう のめーいーよ たー
かーめーなーん みよお らかに
すすみゆく はぎちゅうせい の はつらつきフレ
フレ フレフレ おおーはぎ ちゅう ちゅう



5 年間学校行事（予定）

1年間の行事をすらっと紹介！楽しいイベントも多いよ。

- 【4月】始業式／入学式／身体測定／学力診断／係・委員会決め／体力テスト など
 - 【5月】中間テスト／体育大会など
 - 【6月】教育相談／期末テスト／2年稲武野外学習／3年修学旅行 など
 - 【7月】保護者会／終業式 など
 - 【8月】出校日
 - 【9月】始業式／引き渡し訓練／生徒会役員選挙／係・委員会決め など
 - 【10月】中間テスト／音楽会 など
 - 【11月】教育相談／3年保護者会／期末テスト など
 - 【12月】保護者会／終業式 など
 - 【1月】始業式／3年テスト／1年分散学習／2年職場体験／私立・専修推薦入試／私立・専修一般入試 など
 - 【2月】公立推薦入試／公立一般入試／12年学年末テスト など
 - 【3月】1.2年教育相談／留別式／卒業式／生徒会役員選挙／修了式 など
-



6 月目標

- 【4月】楽しく規律のある学級をつくろう。
 - 【5月】規律正しい学校生活をしよう。
 - 【6月】よりよい学習環境をつくろう。
 - 【7月】計画を立て、自律的な態度を身につけよう。
 - 【8月】心身をきたえ、夏休みを有意義に過ごそう。
 - 【9月】互いに協力して、学級生活を高めよう。
 - 【10月】積極的に学校行事に参加しよう。
 - 【11月】ことばづかいに気をつけ、礼儀正しい態度を身につけよう。
 - 【12月】公共物を大切に、校内の環境を整備しよう。
 - 【1月】新たな決意のもとに、責任のある行動をとろう。
 - 【2月】規律ある生活を、よりよい校風をつくろう。
 - 【3月】学年の最後を立派に過ごそう。
-



7 日課表

50分授業

学活・創活	8:30～8:50
1限	8:50～9:40
2限	9:50～10:40
3限	10:50～11:40
4限	11:50～12:40
昼食	12:40～13:05
放課	13:05～13:20
5限	13:25～14:15
6限	14:25～15:15
学活・清掃	15:15～15:45

生徒会活動・各種委員会・生徒議会・部活動など

45分授業

学活・創活	8:30～8:50
1限	8:50～9:35
2限	9:45～10:30
3限	10:40～11:25
4限	11:35～12:20
昼食	12:20～12:45
放課	12:45～13:00
5限	13:05～13:50
6限	14:00～14:45
学活・清掃	14:45～15:15

生徒会活動・各種委員会・生徒議会・部活動など

集会帯

学活・創活・集会	8:30～9:10
1限	9:10～9:55
2限	10:05～10:50
3限	11:00～11:45
4限	11:55～12:40
昼食	12:40～13:05
放課	13:05～13:20
5限	13:25～14:10
6限	14:20～15:05
学活・清掃	15:05～15:35

生徒会活動・各種委員会・生徒議会・部活動など



8 登下校

- ① 8:15～8:25の間に教室へ入り、8:30の出席確認までに着席しましょう。
(※8:15に門が開きます)
- ② 登校したら、許可なく外に出てはいけません。(忘れ物を取りに戻るのも×)
- ③ 交通ルールや地域のマナーをしっかりと守ろう！
 - ・広がって歩かない
 - ・横断歩道を使う
 - ・地域から応援される萩中生でいよう
- ④ 自転車通学や買い食いは禁止です。
- ⑤ 授業後は、校内の用事がないときは、できるだけ早く下校し、寄り道をせずにまっすぐ帰宅しましょう。



9 欠席・遅刻・早退

- ① 欠席する場合は、保護者に連絡してもらいましょう。
(8:15まではきずなネット、それ以降は電話)
- ② 遅刻したときは、正門のインターホン→職員室へ報告→「遅刻カード」記入→先生と一緒に教室へ。
- ③ 早退は、先生へ相談→先生から保護者へ連絡→家に着いたらすぐに学校へ電話報告をしましょう。



10 頭髪

学校生活にふさわしい髪型でいましょう。

- ① 勉強や運動のじゃまにならないように整える。
- ② 目や肩にかかる場合は留めたり結んだりする。
- ③ パーマ・染色・脱色・整髪料などは使用しない。



11 服装

学校生活にふさわしい身だしなみでいましょう

- ① ブレザーは萩山中学校指定のものとし、指定ボタンを2つ留めます。前合わせは各自の自由です。
- ② シャツは白の長そでカッターシャツで素材は自由です。半そでシャツは学校指定のポロシャツとし、ブレザーの下にも着用できます。カッターシャツの裾はズボンやスカートに入れますが、ポロシャツは裾を出しても構いません。
- ③ カッターシャツを着るときは、指定のネクタイを着用しますが、活動のし易さを各自で判断してノーネクタイを選ぶこともできます。ただし、式典や定期試験日、キャリアデーなどの指定日は必ずネクタイを着用しましょう。



- ④ ボトムはスラックスとスカートから選択します。スラックスの裾は引きずらない長さとし、黒で華美でないベルトをしましょう。スカートはひざが隠れる長さを原則とし、黒か紺などの華美でないベルトをしてもかまいません。

- ⑤ 制服は夏服・冬服の着用期間はありません。気候や体調に合わせて各自で判断して着用しましょう。また、式典や学校行事は指定された制服を着用しましょう。
- ⑥ シャツの下に着るインナーは、白・黒・紺・グレー・ベージュ等の無地とし、ふさわしいものを自分で判断して着用します。また、襟から出ないものにしましょう。

- ⑦ くつ下は、黒・白・グレー・紺のいずれかのものを基調としたものにしましょう。(ワンポイントやラインなどは可)
- ⑧ 登校したら名札をつけ、下校時は教室で保管します。ブレザーのときは左ポケットに、カッターシャツやポロシャツのときは左胸につけましょう。

【ブレザー制服用ボタンは、当時の生徒が考えたデザインがもとになっています】



12 防寒具・夏季の軽装

 防寒具は派手なものや高価なものは避けましょう

- ① 手袋、ストッキング、タイツ、コート、ジャンパー、マフラー、ネックウォーマー、セーター、ベスト、カーディガン、トレーナー、耳当てを使用できます。
- ② 着用期間の指定はありません。気候・体調に応じて各自で判断しましょう。
- ③ 詳しくは別途案内があります。

 夏季に体操服で登校できる期間が設けられます

- ① カッターシャツ、ポロシャツのほかに、体操服・ハーフパンツで登校し授業を受けます。
- ② ポロシャツや体操服の替えが間に合わない場合のみ、白・黒・紺・グレーを基調とした私物のTシャツを着用することもできます。
- ③ 詳しくは別途案内があります。



13 かばん・くつ

- ① 通学かばんは、安全確保の視点から、肩にかけることができ、両手が空く状態のものにしましょう。
 - ② かばんは2つまでにし、教室のロッカーに入る大きさにしましょう。（縦 30 cm×横 30 cm×奥行 40 cm）
 - ③ 紙製やビニール製の袋型のはやめましょう。
 - ④ 目印にキーホルダーやお守り、バッジなどを付ける場合は、かばん1つにつき1個とし大きさは10 cm以内を目安にしましょう。
 - ⑤ くつは通学・運動に適したものにし、白・黒・紺・グレーを基調としたものにしましょう。
 - ⑥ 靴ひもやマジックテープで調節できるものとし、ハイカットや厚底はやめましょう。
 - ⑦ 悪天候の日は長靴で登校することもできます。
-

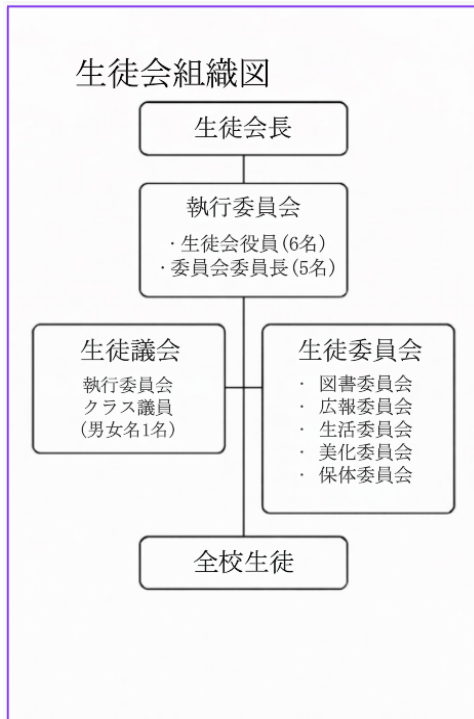


14 その他の持ち物など

- ① 学校生活に不要なものは持ってこないようにしましょう。
- ② 登下校時や体育の授業時などに、気候に応じて帽子を着用できますが、デザイン・色・形は通学・運動に適した形のキャップタイプのものにしましょう。（つばの大きすぎるものや麦わら帽子、サンバイザーなどは避けましょう）
- ③ 水筒の中身はお茶とし、ペットボトルで持ってくる場合もカバーを付けて掛けられるようにしましょう。（夏季軽装の期間中は、熱中症対策に水筒の中にスポーツドリンクを入れてくることもできます）
- ④ アクセサリーやピアスなどは持ち込みも着用もできません。



15 生徒会会則



生徒会会則

第1章 名称

第1条 本会は名古屋市立萩山中学校生徒会と称する。

第2章 目的

第2条 本会は生徒の自主的活動により会員相互の親睦をはかり、各会員の教養を高め、学校並びに地域社会と協力して、萩山中学校の発展に努めることを目的とする。

第3章 会員

第3条 本会には次の会員をおく。

- (1) 正会員 本校在学の生徒全員
- (2) 特別会員 本校現職の先生全員

第4章 議会

第4条 本議会は会則の目的を達成するために必要な権限があたえられる。

第5条 本議会は各学級代表男女1名の議員によって構成される。
その決議は出席議員の過半数で成立する。

第6条 議会は月1回開かれることを原則とする。

第7条 生徒議会の議長及び副議長は議員によって選出する。

第8条 会長は臨時議会を招集し開くことができる。

第5章 議員

第9条 学級より選出された議員は学級を代表し生徒会の連絡に当たり生徒会の発展をはかる。

第6章 役員

第10条 総選挙により以下の役員を選び、学校長の認証により決定する。

- 会 長 1 名
- 副 会 長 1 名
- 執行役員 4 名

第11条 役員は生徒会運営に必要な準備をし、議会の円滑な運営を図る。

第12条 会長は生徒会の首長であり生徒会を代表する。

第13条 副会長は会長不在又は執務不能の場合これに代わる。

第14条 執行役員は議会における議事の記録、募金活動等の会計業務、学校行事の進行、生徒集会の司会進行などの業務を、会長、副会長とともに行う。

第15条 役員任期は前後2期に分け期間は次のとおりとする。

前期 4月1日より9月30日まで

後期 10月1日より翌年3月31日まで

第7章 執行委員会

第16条 本会には会則の目的を達するために執行委員会をおく。

第17条 執行委員会は生徒会役員並びに各委員会の委員長をもって構成する。
各委員会の委員長は委員会を代表して議会へ出席すべきものとする。

第8章 委員会

第18条 執行委員会の下に次の委員会をおきその業務を遂行する。

- 図書委員会 図書業務全般
- 広報委員会 掲示物の管理と放送活動全般の立案及び実施
- 生活委員会 校内風紀、服装などの学校生活の指導、
安全指導及び生徒福祉業務の実施
- 美化委員会 校内美化、清掃の立案・指導、修理箇所の早期発見、
修理具、修理材の管理
- 保体委員会 保健に関する活動及び体育的行事の立案・実施

第 19 条 各委員会には委員の互選により次の役員をおく。

- 委員長 1 名
- 副委員長 1 名

第 20 条 委員会で決められた案は議会に提出されて審議される。

第 21 条 各委員会は月 1 回開かれることを原則とする。

第 22 条 委員会委員の任期は生徒会役員に準ずる。

第 23 条 各委員会の代表委員は各学級より男女 1 名ずつ選出する。

第 9 章 選挙

第 24 条 本生徒会の役員は次の順序で選出する。

- 選挙管理委員の選出
- 役員立候補者の届け出
- 生徒会役員選挙

第 25 条 選挙管理委員は議員の互選により 10 名内外選び選挙管理委員会を構成する。

第 26 条 選挙管理委員が役員に立候補したときはその資格を失い欠員は議員より選出する。

第 27 条 役員選挙におけるすべての業務は選挙管理委員会がこれをおこなう。

第 28 条 選挙管理委員会は役員認証と同時に解散する。

第 10 章 連絡会

第 29 条 執行委員は随時に部活動の長との会を開き連絡事項の連絡に当たる。

第 30 条 執行委員会は学校側代表と随時連絡会をもつものとする。

第 31 条 連絡会の招集は執行委員会が顧問（教員）を通じて行うものとする。

第 11 章 最高決定権

第 32 条 生徒会におけるすべての決議事項は学校長の承認を得て後発効する。

第 12 章 修正

第 33 条 本会則の修正は次の過程による。

- 全議員の 3 分の 2 以上の承認
- 全会員の 4 分の 3 以上の承認

第 34 条 本会則の修正は学校長の承認を得て後公・布実施されるものとする。

＜以上 生徒会会則＞

生徒会細則

- 第 1 条 議員及び役員は委員会委員を兼任することができない。
- 第 2 条 議会の招集は生徒会会長が行う。
- 第 3 条 議会は出席すべき総数の 3 分の 2 以下の場合は流会となる。
- 第 4 条 議会に提出される議題は、執行委員会を通じて提出される。
- 第 5 条 議会開会中に於いて議員に事故があった場合は議長に申し出て退場する。
- 第 6 条 議員から緊急動議の提出は認められる。
- 第 7 条 会長は会長の承認により生徒会を傍聴することができる。
- 第 8 条 会員以外の者が議会を傍聴する場合には、前もって会長の承認を要する。
- 第 9 条 傍聴者が議会において発言する場合は、議長の指名を要する。
- 第 10 条 委員会の招集は委員長が行う。
- 第 11 条 委員会の議長は委員長が行う。
- 第 12 条 委員会の議事録は、委員会の書記が記録し完全に保管する。
- 第 13 条 立候補は、本人の希望又は学級の推薦によるものとする。
- 第 14 条 役員投票は無記名投票とする。
- 第 15 条 選挙の開票は、顧問立ち会いのもとで、選挙管理委員会が行う。
- 第 16 条 選挙管理委員会は、開票結果をまとめ次第発表する。
- 第 17 条 開票の結果、次の場合は無効とする。
- 規定用紙以外の用紙を用いたもの。
 - 管理委員会で判断できないもの。
 - 立候補者以外を記名してあるもの。
 - 白紙投票のもの。
 - その他選挙規定に反したもの。
- 第 18 条 開票の結果、最高得票が同数の場合、決選投票とする。
- 第 19 条 役員に欠損を生じた場合には、補欠選挙を 3 週間以内に行う。
- 第 20 条 選挙規定は、その都度選挙管理委員会で決め、全校に告示する。
- 第 21 条 会計報告は、役員任期終了後 2 週間以内に行う。
- 第 22 条 各学級の各種代表委員は、その属する委員会に必ず出席すべきものとする。

＜以上 生徒会細則＞

学級役員の仕事

学級委員長

学級を代表して外部との連絡。

議員

学級を代表して生徒議会に出席。

生活委員

学校内外の環境整備、身だしなみ、チャイム着席の徹底、週番活動。

美化委員

学校内外の清掃及び樹木整備の徹底。

昼食時の世話、通学に関する安全の徹底。

学校・学校施設設備品の修理と愛護。

図書委員

図書の貸し出し、返却の手続き。

図書の整備、図書館に関する広報活動。

学校文庫の管理。

広報委員

校内放送に関する立案・実施。

学校、学級新聞の編集と伝達。

掲示の徹底。

保体委員

学級保健活動への働きかけ。

疾病予防活動、投薬看護の補助。

各種の保健関係資料作成と活用。

体育的行事の立案・実施、運動器具の管理と整備。



16 学校図書館の利用

本好きも、調べものしたい人も大歓迎！静かに利用しましょう■

◇開館時間：月～金の昼休み予鈴まで（行事の日をのぞく）

◇貸出

- 名札を付けた状態で、図書委員に「〇年〇組〇番 〇〇〇〇です。この本を借ります」と伝える。
- バーコードが見えるように図書委員に本を渡す。
- 貸出期間は1週間、冊数は2冊まで。禁帯出図書は貸し出せません。

◇返却

- 返すときも貸出時と同じで図書委員へ報告しバーコードを見せる。
- 報告した後、必ず元の場所へ戻します。

◇閲覧

- 空いている席で静かに読書。
- 読み終わったら元の場所に戻す。

◇利用するときのきまり

- 周りの人の迷惑にならないように図書室は静かに使おう。
- 借りた本は、返却日を守り、責任もって返しましょう。
- 自分の借りた本を他の人に貸さないようにしましょう。
- 本を大切に扱いましょう。もし破れなどを見つけたら先生へ伝えましょう。
- ごみや椅子の片付けも忘れずに！
- 予鈴までに速やかに退室して次の授業に臨みましょう🔔



17 保健室の利用

中学校内の保健センターで、健康診断・応急処置・病人の休養に利用します🤒

1. 先生の許可をもらってから来室してください。やむを得ない場合は保体委員に伝えましょう。
2. 利用は回復が見込める場合のみ利用可能です。利用時間は1時間以内です。
3. 保健室を休養で利用した日は、体調回復に専念するため、原則としてその日の授業後活動は参加できません。
4. 応急手当は、その日に学校で起きたけがや異常に対してのみ対応します。家庭で起きたけがの手当てや、継続した手当は家庭で行ってください。
5. 内服薬は学校では与えられません。必要な場合は家庭からもってきてください💊



18 カウンセリングルームの利用

中学校の3年間は、心や身体が大人に向けて急激に変化していく時期です。成長も早いですが、そのぶん大きな変化に戸惑ったり、壁にぶつかって悩んだりすることもあります。それは思春期の中学生にとってごく当たり前のことです。時に一人では解決できない出来事に出くわすこともあるでしょう。そうしたときに一人で抱え込まず、信頼できる人に相談することはとても大切なことです。

本校では、皆さんが相談しやすいように、カウンセリングルームを設けています。自分自身のこと、学校生活のこと、家庭のことなどどんな問題でも気兼ねなく相談に来てください。相談の内容については、固く秘密を守ります。相談の申し込み方法は、毎月発行のスクールカウンセラーだよりや、カウンセリングルーム前の掲示でお知らせしています 🌸



19 キャリナビルームの利用

将来のことを考えたり、相談したりできる“未来サポート室”です 🌈

職業のことだけでなく、市民、家族の一員、個人の趣味や楽しみも含めた人生全体の生き方と考え、こうした「ライフキャリア」全体をサポートしていくための部屋です。キャリアナビゲーターが、将来についての面談を行い、自分らしいキャリアを築けるようにサポートします。

また、将来への悩みや不安、迷いがある場合にも、一人ひとりの状況に応じて丁寧に対応します。昼放課はキャリナビルームを開放しており、友達との交流の場にもなっています。「キャリア」について考えるだけでなく、仲間との対話を通じて新たな視点や発見が得られるかもしれません。皆さんの未来への一歩をサポートするキャリナビルームへ、ぜひ気軽に立ち寄ってみてください 🌸



20 警報発令時の対応

警報や災害時の登下校などについての大切な内容です。

各種警報の発令に伴う生徒の登下校について・地震に関連する情報が発令された場合、震度5強以上の地震が発生した場合の対応について

1 愛知県全域、愛知県西部、尾張東部、名古屋市のいずれかに「暴風警報・暴風雪警報」及び「暴風・大雨・大雪などの特別警報」が発令された場合

(1) 登校前

ア 午前6時までに警報が解除されない場合は、午前中の授業を中止する。

イ 午前6時から午前11時までに警報が解除された場合は、午後1時までに登校

し、午後の授業を行う。

ウ 午前 11 時までに警報が解除されない場合は、当日の授業を中止する。

(2) 登校中および登校後

生徒を学校に待機させ、安全が確認され次第、帰宅させる。

※ 教育委員会が前日に休校を決定した場合、平日・土日祝にかかわらず、前日午前 12 時までに教育委員会より「なごやっ子あんしんメール」と「教育委員会ホームページ」で休校をお知らせします。

2 中学校区内に避難勧告、避難命令が発令された場合

対応は 1 と同じだが登校前は自宅待機、学校への避難など、ご家庭ごとに対応をお願いします。

3 大雨・洪水・大雪などの「警報」「注意報」が発令された場合

(1) 登校前

学校からの連絡がない限り、平常どおりに授業を実施する。(十分に安全を確認し登校する)

(2) 登校後

平常どおりに授業を実施する。ただし、状況に応じて平常の日課を終了し、帰宅させることもある。(途中で授業や部活動等の課外活動を中止する場合もある) 浸水、土砂崩れ、洪水等の危険が予想される場合は、通学路の安全を確認後、帰宅させることになる。

※ 1～3 についての連絡の有無

登校前⇒学校から「なごやっ子あんしんメール」を配信したり、電話連絡をしたりすることはありません。

帰宅させる場合⇒「なごやっ子あんしんメール」を配信したり、学校ホームページに載せたりします。

4 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合について

(1) 在校中

授業は継続して行いが、既に南海トラフの一部で地震が発生し、すぐに被害の発生が想定される等、状況によっては、生徒を安全な場所に避難させる。また、状況によっては、生徒を保護者に引き渡し、帰宅させる。

(2) 登下校中

登校中の場合は、原則として、そのまま登校する。登校したら、在校時の指導に準ずる。下校中の場合は、原則として、そのまま下校する。下校後は、在宅時の指導に準ずる。

(3) 在宅時

登校前であれば、特に学校ホームページや「なごやっ子あんしんメール」での学校からの連絡がない限り、授業は行われるので、通常どおり登校する。

(4) 稲武野外学習・修学旅行・その他の校外学習

予定通り実施する。すぐに被害の発生が想定されるなど、状況によっては、予定を変更する。

※4についての連絡の有無

登校前⇒学校から「なごやっ子あんしんメール」を配信したり、電話連絡をしたりすることはありません。

引き取りをお願いする場合⇒「なごやっ子あんしんメール」を配信したり、学校ホームページに載せたりします。

5 震度5強以上の地震が発生した場合について

(1) 登校前

学校からの連絡があるまで、自宅に待機させる。

(2) 登校後

学校に待機させ保護者に引き渡す。翌日以後は学校から連絡があるまで、自宅に待機させる。

※5について連絡の有無

電話連絡は行いません。学校ホームページや「なごやっ子あんしんメール」で連絡させていただきます。災害の規模によっては、いっさいの通信手段が途絶し、連絡できないことも考えられます。テレビやラジオ等で情報を確認していただき、対応をお願いします。

■ 地震に対する備えをしよう

- 家具類の転倒・落下防止対策をしよう
- 懐中電灯や非常用備品の準備をしよう
(場所を1箇所、食料は3日分ほどを準備するとよい)
- 火災発生への防止対策をしよう
(消火器の準備、防火用水(風呂水のくみ置きなど)の準備)
- 自分の身の回りの防災環境を把握しよう
(防災マップの準備、危険箇所の確認など)

■ 地震発生時・直後・その後の行動

- グラッときたら身の安全(地震時)
- 火の元確認 初期消火(地震直後)
- あわてた行動 けがのおそれ(地震直後)
- 窓や戸を開け 出口を確保(地震直後)
- 落下物 あわてて外に飛び出さない(地震直後)
- 門や塀には近寄らない(地震直後)
- 正しい情報 確かな行動(地震後)

- 確かめようわが家の安全 隣の安否（地震後）

- 協力し合って救出・救護（地震後）

- 避難の前に安全確認 電気・ガス（地震後）

■ 屋内で地震が起きた時

- 室内→出口を確保し、衣類・持ち物などで頭を覆い、落下物から身を守ろう

- 廊下→壁の近くに身を寄せ、安全に注意しよう

- 階段→廊下や広い場所に避難するか、体制を低くして手すりに捕まり揺れが収まるのを待とう

■ 屋外で地震が起きた時

- 路上にいた場合

持ち物などで頭部を保護し、建物から離れ、公園などの広い場所に避難しよう
看板やガラスの破片が降ってくることがあるので注意しよう

- 地下にいた場合

出口に人が殺到してパニックになる可能性があるので注意しよう

- 電車・バスなどに乗車中

駅員さんなど係の指示にしたがおう

■ 風水害に対する心構え

1 台風の接近や大雨による災害のおそれがある場合の対応

- 気象情報に注意

- ・ テレビやラジオ、インターネットなどを通じて、最新の気象情報を入手しよう

- 外出は控える

- ・ 強風で飛ばされたものでけがをするおそれがあるので、なるべく外出は控えるようにしよう

- 家の周りの点検

- ・ 強風に備え老朽化しているところを補強するとともに、排水溝などのゴミの有無を点検しておこう

- 早めの避難

- ・ 浸水やぬかるみや崩れのおそれがある場合などには、早めに避難しよう

2 台風や大雨が去っても注意

- 台風や大雨が去っても、土砂災害への注意が必要

- ・ 土砂災害が発生する前には、普段はあまり音がしないところで水が噴き出し、がけの斜面を一時的に水が落ちるなどの前兆現象が起こる場合があるので注意しよう

災害用伝言ダイヤル「171」について

災害が発生した時などに、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になる場合に提供が開始される「声の伝言板」です。家族などにメッセージを残すサービス。安否の確認

などの連絡にご利用いただけるサービスがあります。

- 利用方法…「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行なってください。

※ 詳しくは、NTT 西日本各種サービスのお問い合わせ（局番なしの「116」）まで

家族で話し合っておこう

＜避難場所＞在宅中や登下校中など、いろいろな想定で確認しよう

＜家族の集合場所＞万一来て備えて確認しておこう



21 体育等見学届・各種諸届

体育の授業を見学するときの届けや、ケガ・病気・入院・家事都合などの届けは、保護者に『きずなネット』を利用してもらいましょう。きずなネットが利用しづらい場合は、手紙やメモ書きなど自由な書式でよいので、必ず保護者を書いてもらい、担任の先生や教科担当の先生に提出しましょう。



さいごに

このガイドには、学校生活を安全・快適にすごすための大事なポイントがいっぱいつまっています。迷ったときや、困ったときは何度も読み返しましょう🌸